宿泊・観光需要創出事業みやぎ宿泊割広域広報宣伝業務 企画提案募集要領

宮城県では、宿泊・観光需要創出事業 みやぎ宿泊割広域広報宣伝業務(以下「本業務」という。)について、業務受注者を次のとおり公募します。

1 委託業務の目的

宮城県で実施中のみやぎ宿泊割キャンペーン(以下,「みやぎ宿泊割」という。)について,全国旅行支援として展開されることに伴い,全国からの誘客を目的とした広報宣伝を実施する必要がある。

本業務では、上記目的を達成するため、広域的な広報宣伝を実施することにより、観光・宿泊需要の 掘り起こしおよび宮城県への誘客を図るもの。

2 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

(1) 広報宣伝業務

みやぎ宿泊割をPRするため、様々な広報媒体を活用して広報宣伝にあたること。なお、ターゲット層等については、以下のとおりとする。

イ 主な広報宣伝対象地域

全国を対象とするが、主に中部エリアをメインとすること。ただし、新型コロナウイルス感染状況等により、広報宣伝地域を変更する可能性があるため、発注者の変更指示に対し、柔軟に対応できるようにすること。

ロ 主なターゲット層

中高年層とするが、若年層やファミリー層にも行き届くようにすること。

ハ 広報手段

上記イおよびロを踏まえ、受注者が選定すること。ただし、複数の広報手段を組み合わせること。

二 広報宣伝期間

令和4年10月下旬以降

ホ みやぎ宿泊割の問い合わせ先や誘導先ウェブサイトを使用する場合,以下のとおりとする こと。

【問い合わせ先】

みやぎ宿泊割キャンペーン事務局

※所在地等については、誘導先ウェブサイトの内容を確認すること。

誘導先ウェブサイト https://miyagi-syukuhakuwari.com/third/

へ 広報実施にあたっては、都度発注者に対し、数回の校正の機会を設けること。

(2) 効果測定業務

デジタル手法を活用する場合、Google アナリティクス等の分析ツールやその他のデータを活用する等、誘導先ウェブサイトへの遷移数や、年齢・性別毎の広告クリック数などを分析し、どのような内容の広告が効果的か測定し、広報宣伝期間中の宣伝計画に反映させていくこと。

結果については、業務完了時に報告書として作成し、発注者に提出すること。

(3) その他

イ 本業務にかかる一切の費用(人件費,交通費等)は受注者が負担すること。

ロ 原稿作成やデザイン製作等は受注者が行うこと。なお、デザイン製作時等に第三者の許諾 を得なければならなくなった際は、受注者が必要な手続きを行い、許諾を得ること。

なお,みやぎ宿泊割のロゴデータ等,発注者が所有するデータを活用する場合は,発注者 から素材提供を行うこととする。

4 事業費(委託上限額)

本業務の契約限度額は、19、250、000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

5 応募資格

- (1) 本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - イ 本業務を適正かつ円滑に履行するに足る能力を有する者であること。
 - ロ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
 - ハ 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 (平成20年11月1日施行) の別表各号に規定する措置 要件に該当しないこと。
- (2) 上記(1) を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約(宮城県との関係においては再委託に該当)により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

6 スケジュール(予定を含む)

令和4年10月 4日(火) 企画提案募集開始

令和4年10月 7日(金)正午 本業務に関する質問受付期限

令和4年10月12日(水) 本業務に関する質問への回答期限

令和4年10月20日(木)正午 企画提案参加申込及び企画提案書提出期限

令和4年10月24日(月) 企画提案書の選考(書類審査)

令和4年10月下旬(予定) 選考結果通知

7 本業務に関する質問の受付

(1)受付期限

令和4年10月7日(金)正午まで(必着)

(2) 提出方法

別紙様式第1号により、18の「応募、問い合わせ窓口」に電子メールで提出すること。電話や 口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年10月12日(水)までに宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案への参加申込

- (1) 提出書類
 - イ 企画提案参加申込書(別紙様式第2号) 1部
 - 口 宣誓書 (別紙様式第3号)
- 1 部
- ハ 同種・類似業務の受託実績(任意様式) 1部
 - (イ) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - (ロ)過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- (2) 提出期限

令和4年10月20日(木) 正午まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出先

18の「応募, 問い合わせ窓口」

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書(任意様式。A4版ヨコ片面印刷。目次と表紙を除き20ページ以内)10部 なお、上記10部のうち、公平性の確保及び公正な選考の観点から、7部については、事業者名 を無記載とする等、参加申込事業者が判別できないようにすること。

- (2) 企画提案書の構成
 - イ 広報宣伝手法の選定内容及びその選定理由 ※宣伝手法のみではなく、掲載回数等も含めて詳細に記載すること。
 - ロ 広報宣伝内容及びその理由 ※TV番組で特集を組む等、どのような内容なのか詳細に記載すること。
 - ハ 観光 P R 実施時の活用方法
 - ニ 効果測定の手法
 - ホ 独自性ポイント

- へ 実施体制
- ト 過去の類似実績内容

チ 参考見積

- (3) 提出期限 令和4年10月20日(木) 正午まで(必着)
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (5) 提出先 18の「応募、問い合わせ窓口」

10 提出された資料の取扱等

- (1) 本業務への応募に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1者につき1点とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であって も無効とする。
- (6)提出された企画提案書は行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号) による開示請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地 位その他正当な利益が損なわれると認められる個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開 示することとなる。

11 受託候補者の選定

(1) 業務委託候補者の選考(書面による選考)

企画提案書により審査し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から、最高点を付けた委員数が 最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、その同数となった提案者の中で次点の評価点を付けた委員数が最も多い提案者を選定し、なお同点の提案者がいる場合はその提案者の中で第3位の点数を付けた委員が最も多い提案者を選定する。それでもなお同点の提案者がいる場合は、提案した見積書の金額が最も少額である者を選定する。

ただし、企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託 候補者として選定する。

(2) 選定結果の通知

審査結果は,審査終了後に個別に通知する。

(3)委託契約

委託者は、選定した受託予定者と、指名委員会の審議を経たうえで、別途県が作成する業務委託仕様書に基づき、予定価格の範囲内で見積もり合わせにより頭書の業務を委託する。

なお、受託予定者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査が次点の評価を受けた企画提案者を受託予定者とする。

12 評価基準・配点

- (1) 広報宣伝手法の選定内容及びその選定理由(配点10点) 本業務の趣旨を理解し、委託業務の目的を達成できるような広報宣伝の手法となっているか。
- (2) 広報宣伝内容及びその理由(配点30点) みやぎ宿泊割を活用し、宮城県への誘客が図られるような広報宣伝内容となっているか。
- (3) 観光PR実施時の活用方法(配点10点) 宮城県で観光PRを実施する際,使い勝手が良い手法となっているか。また,みやぎ宿泊割の終 了後でも,編集等により引き続き活用できる内容となっているか。
- (4) 効果測定の手法(配点15点) 効果測定の方法は合理的であるとともに、広報宣伝期間中の宣伝計画策定にあたって有用性が 高いかどうか。また、県が今後実施する事業の参考となる内容であるか。
- (5)独自性ポイント(配点20点)独自性のある工夫が凝らされているか。
- (6) 実施体制(配点5点) 実施体制が整っており、各制作物等の納期が確実と見込めるか。
- (7)過去の類似実績内容(配点5点) 過去の類似業務は実績が高いと認められるか。
- (8) 当事業に係る経費(配点5点) 業務に係る費用は効率的となっているか。

13 失格事由等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明で ある場合
 - ロ 本募集要領等に従っていない場合
 - ハ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - 二 民法 (明治29年法律第89号) 第90条 (公序良俗違反), 第93条 (心裡留保), 第94 条 (虚偽表示) 又は第95条 (錯誤) に該当する提案を行った場合
 - ホ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- (2) その他
 - イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願(別紙様式第4号)を提出すること。
 - ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
 - ハ 企画提案書の再提出は認めない。

14 業務成果の取扱い

- (1) 本業務による成果品の著作権の帰属先については、発注者と協議の上決定する。
- (2) 発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとす

る。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(3) 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

15 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

16 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県 条例第27号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

17 その他必要な事項

本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者との協議の上決定する。また、契約締結後にあっても県の指示により内容変更を求めることがあるため、その場合は、柔軟かつ迅速に対応すること。

18 応募. 問い合わせ窓口

本業務に関する問い合わせは、本要領の公表後から応募の締切までの間、下記において受け付ける。 なお、審査の経過や結果、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等 については回答できない。

記

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階 宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室

電話番号 022-211-2895 (ダイヤルイン)

ファクシミリ番号 022-211-2829

E — mail kanpro1@pref.miyagi.lg.jp

担当 誘客推進第一班